

## 花巻市消防本部救急情報シートの運用概要

## 1 救急情報シート運用に至る背景

当市消防本部の救急件数は年間 3,800 件前後、搬送人員は 3,400 人前後で推移しています。  
このうち高齢者福祉施設での救急事案は、出動件数の約 7%となっています。

高齢者福祉施設で発生する救急事案の特徴は、急病とけがや異物による窒息が 98%を占め、傷病程度は中等症以上が 77%となっています。

高齢者福祉施設における救急事案の傾向を分析すると、現場滞在時間が 18.6 分（平成 28 年ベース）と他の救急事案に比較して時間を要しているのが現状です。

これは、入所者の情報聴取に時間を要しているほか、収容する医療機関の選定にも時間を要しているのが主な原因となっています。

また、救急講習の際に、施設職員方に入所者の情報提供について意見を聞くと、「入所者の情報はまとめているが、救急隊員が必要とする情報が何かわからない」など、情報提供が円滑に行われていないのも時間を要している要因でもあります。

## 2 救急情報シートの運用趣旨

高齢者福祉施設の救急事案において、情報伝達の円滑化及び現場活動時間の短縮を図るために、入所者の情報を 1 枚の情報シートに集約し活用することで、救急隊員が効率のよい活動ができ、入所者をスピーディーに医療機関へ搬送することを目的に運用を開始するものです。

## 3 花巻市消防本部救急情報シートについて

(1) 花巻市消防本部救急情報シートの様式・・・別添資料 4 のとおり

(2) 記載内容

- ① 入所者の基本情報
- ② 医療情報
- ③ 普段の生活情報
- ④ 緊急時連絡先
- ⑤ 普段の脈拍・血圧測定値など
- ⑥ 特定行為（救命処置）拒否について

救急隊員が必要としている情報が  
シート 1 枚に要約されている。

※ 特定行為（救命処置）拒否については、別紙資料 5 参照のこと

## 4 運用対象施設

消防法施行令別表第 1（6）項ロ（1）の宿泊を伴う高齢者福祉施設

## 5 花巻市消防本部救急情報シートの使用方法

(1) 救急情報シートの使用方法については、別添資料 2 「救急情報シート運用に伴うフローチャート」のとおり

(2) インターネット環境がある施設では、当市消防本部ホームページから様式をダウンロードして各施設の職員により入力し、保管していただきます。（保管方法は入所者情報をまとめて

いるファイル内に保管願います。)

#### ダウンロード方法

各種検索サイトから、「花巻市消防本部救急情報シート」を検索し、ファイルをダウンロードしてください。

(3) 施設内で救急事案が発生して救急車を要請した場合、救急隊員が情報シートの提示を求めますので、速やかに救急情報シートを保管しているファイルを提示してください。

(4) 救急情報シートの閲覧については、施設関係者の立会いのもとに閲覧を行い、必要事項を転記いたします。

なお、救急情報シートの閲覧後は、立会った施設関係者に手渡しで返却いたします。

## 6 注意事項

(1) 花巻市消防本部救急情報シートの運用については、強制ではありません。

あくまでも任意による運用となりますので、本事業の趣旨を理解していただき使用していただくことをお願いします。

(2) 救急情報シートの記載内容には、個人情報に記載されますので、入所者本人及び入所者の家族に救急情報シートの内容を説明し、使用についての同意を得てください。

(3) 救急情報シートの閲覧は、救急事案における入所者の情報確認にのみ使用いたします。

また、救急情報シートの取り扱いについては、当市消防本部で運用要領が定められております。個人情報の取り扱いについては十分配慮いたします。

(5) 救急情報シートの問い合わせについては、花巻市消防本部警防課救急救助係までお願いします。

問い合わせ先：花巻市消防本部警防課救急救助係

電話 0198-22-6124

## 特定行為（救命処置）の拒否について

### 1 救命処置の拒否の意思表示

救急隊員は傷病者が心肺停止の際に、心肺蘇生を行いながら特定行為（救命処置）と言われる処置を行います。

特定行為（救命処置）とは下記の3行為となります。（心肺停止時）

- ① 器具を使用した気道確保（気管挿管など）
- ② 静脈路確保による輸液
- ③ 薬剤投与（アドレナリン）

入所者本人や入所者の家族から、救急隊による特定行為（救命処置）拒否の意思表示（書面等）がある場合はあらかじめかかりつけ医師等に相談し、その内容を救急情報シートの特定行為（救命処置拒否）欄に記載してください。

### 2 救急隊の対応について

特定行為（救命処置）拒否の意思表示があった場合でも、救急隊は応急処置をしないで医療機関へ搬送することはできません。この場合は心肺蘇生法を実施し医療機関に搬送します。

救急情報シートの特定行為（救命処置拒否）欄の記載内容は、現場活動での有用な情報となります。

救急情報シートの救命処置拒否欄の記載と救急活動にご理解とご協力をお願いします。